

京都市告示第321号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、令和3年12月28日付け京都市告示第494号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を、同法第6条第4項及び第11条第2項の規定に基づき、次のとおり解除します。

令和4年8月23日

京都市長 門川大作

1 土壤汚染対策法第6条第4項の規定に基づき指定を解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区久世殿城町 456番1、463番、831番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ひ
砒素及びその化合物

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（掘削除去）

2 土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき指定を解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区久世殿城町 456番1、463番、831番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（掘削除去）

（環境政策局環境企画部環境指導課）